

定 款

公益社団法人東京都滝野川歯科医師会

公益社団法人 東京都滝野川歯科医師会定款(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は公益社団法人東京都滝野川歯科医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、歯科医道の高揚及び歯科医学の進歩発展並びに公衆衛生及び歯科保健の啓発と普及向上を図ることにより、東京都民の保健と福祉を増進し、もって地域社会の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歯科医学・医術の進歩発展に関する事業
- (2) 公衆衛生及び歯科保健の研究とその普及に関する事業
- (3) 高齢者及び障害者の保健と福祉の増進に関する事業
- (4) 北区障害者口腔保健センターの運営等に関する事業
- (5) 地域社会の保健と福祉の増進に関する事業
- (6) 生活困窮者及び事故、災害又は犯罪による被害者の支援に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産の賃貸に関する事業
- (2) 医療保険の適正化を目的とする事業
- (3) 名簿・会誌等の会員相互の相互扶助を目的とする事業

3 前2項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した東京都北区滝野川地区（旧行政区分での旧東京市滝野川区）内において就業する歯科医師
- (2) 賛助会員 この法人の事業活動に協賛するために入会した個人又は団体

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 第1項の正会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 第1種会員 東京都北区滝野川地区において就業している開業者たる歯科医師及び各種団体の長として責任ある立場にある歯科医師
- (2) 第2種会員 東京都北区滝野川地区において就業している第1種以外の歯科医師で第3・4号の各号に該当しない者
- (3) 第3種会員 他地区ですでに日本歯科医師会及び東京都歯科医師会の登録がある歯科医師でこの法人に分院等を有する者
- (4) 終身会員 第1号に該当する歯科医師で満70歳に達し、理事会が別に定める規程の条件を満たした者

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は総会において別に定める額を納入しなければならない。

(任意の退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。定時総会をもって、一般法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を書面にて示して、総会の招集を請求することができる。

(議長等)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

2 必要がある場合に、副議長を当該総会において正会員の中より選出することができる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について理事会により定められた書面をもって、議決権を行使することができる。又、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

5 前項の場合において、第1項及び第2項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会に出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事11名以上15名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（役員を選任）

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条の定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

（役員解任）

第24条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を執行するに当たり要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(顧問)

第 26 条 この法人に任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は、5名以下とし、この法人の会員又は学識経験者の中から選任する。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、会長の諮問に応え、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

5 顧問の報酬等については前条の規定を準用する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解任

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 32 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 事業年度内における次に掲げる収入
 - ①会費、負担金及び入会金
 - ②寄附金品
 - ③財産から生じる収入
 - ④事業に伴う収入
 - ⑤その他の収入

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配)

第37条 この法人は剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(法人の解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会等)

第43条 この法人の運営に必要があるときは、理事会の決議により、委員会等の下部審議機関を設けることができる。

- 2 委員会等の構成及び任務に関しては、理事会の決議により別に定める。
- 3 委員会等の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 4 委員会等の議事の運営に関しては、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設けることができる。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員の選任及び解任については、理事会の決議によって行う。これ以外の職員については、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 委任

第45条 この定款の執行について必要な事項の細目は、理事会の決議により別に定める。

- 2 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

この定款は、この法人が公益認定を受けた日から施行する。